

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店向けPCRモニタリング定期検査 Q&A

No.	分類	質問	回答
1	費用	今回の検査は有料ですか。	無料にて受検いただけます。
2	目的	今回の検査は必ず受けなければならないものですか。	強制的なものではありませんが、飲食店に従事される方は、積極的な受検をお願いします。
3	申込方法	個人での申込は可能ですか。	店舗単位での申込とし、原則、申込店舗の全従業員分をお申し込みください。 ※店舗単位での申込であれば、受検者が1名のみとなってもかまいません。
4	申込方法	検査を受ける場合、どのように申し込めばよいですか。	申込書を記載し、 令和3年9月4日午前9時30分～9月30日午後5時 までに、県が指定するURL https://jizenpcr-tokushima.jp/restaurant/ からお申込ください。 ※なお、メールのご利用が出来ない場合は、電話(088-677-5225)による申込を行うことができます。 ※持参・郵送による受付は実施いたしませんので、ご了承ください。
5	申込方法	宿泊施設ですが、飲食店PCR検査を申し込むことは可能ですか。	県内宿泊施設(旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた施設)は当制度ではなく、「宿泊施設向けPCRモニタリング定期検査」を御活用ください。 https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/kanko/5047521
6	申込方法	申込後、検体キットはいつ届きますか。	検査キット到着には申込受付から概ね3～5日程度を要します。
7	申込方法	2回目以降の検査を希望する場合、再申込は必要でしょうか。	検査を受けるごとにお申し込みください。

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店向けPCRモニタリング定期検査 Q&A

No.	分類	質問	回答
8	申込方法	2回目の検査を希望する場合、いつでも申込できますか。	1回目の検査結果判明後、2回目の申込みが可能です。
9	申込方法	提出した「申込人数」を変更したいのですが、可能ですか。	申込受付後の「人数の変更」はできませんので、ご了承ください。
10	検査手法	検査結果が判明するまで何日程度かかりますか。	検体提出後、概ね3日程度後に検査結果が通知されます。また、本検査は検体提出時の感染の有無を確認するものとなりますので、結果が全て陰性であっても、各店舗においては、引き続き感染防止に努めてください。
11	検査手法	検査結果はどのように通知されますか。	コールセンターより、原則として電子メールにて通知されます。電子メールをお持ちでない方には、電話でご連絡いたしますが、電子メールと比べ、多少日数をいただく可能性がありますので、ご了承ください。
12	検査手法	検体採取はどのような方法で行われますか。	検査機関より検体採取容器が送付されますので、店舗において唾液を自己採取してください。※詳細については、検体採取容器に同封される説明書等をご覧ください。
13	検査手法	希望する日時に検査を行いたいのですが可能ですか。	申込受付後、準備が整い次第、順次、検査キットをお送りする仕組みとなっておりますので、ご希望日時の指定はできません。
14	検査手法	配布された検体採取容器はいつまでに返送したらよいですか。	検体採取容器を受け取ってから3日以内に返送をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店向けPCRモニタリング定期検査 Q&A

No.	分類	質問	回答
15	対象	今回の対象店舗はどういったものですか。	<p>次の条件を満たす店舗が対象となります。</p> <p><条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を実践する飲食店（ガイドライン実践店ステッカー掲示が必須となります。） ・県内に所在し、現在も営業している店舗 ・「とくしまコロナお知らせシステム」への登録 <p>県ホームページで「とくしまコロナお知らせシステム」で検索 (https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kansensho/5038390/)</p>
16	対象	ガイドライン実践店ステッカー申請中であるが、対象となるか。	ガイドライン実践店ステッカー掲示を必須としているため、対象となりません。 ステッカー掲示後に申請してください。
17	対象	対象となる従業員は正規職員だけですか。	飲食店に従事する職員であれば雇用形態は問いません。
18	対象	従業員の家族や店舗との取引先の従業員は対象となりますか。	対象とはなりません。
19	対象	1度だけ受検する場合も対象となるか。	PCR検査を実施することで、飲食の場の安全安心を確認し、飲食の場の利用を促進するため、申込期間内の定期的な受検に御協力をお願いします。
20	対象	1度目の受検者と2度目の受検者が異なっても良いか。	同じ方が継続して受検するよう御協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店向けPCRモニタリング定期検査 Q&A

No.	分類	質問	回答
21	対象	発熱等の症状がある従業員は対象となりますか。	今回の検査は、無症状者を対象としたモニタリング検査となります。症状のある方については、直ちにかかりつけ医等へご相談ください。
22	対象	複数の対象店舗で勤務している従業員はどのように申請すればよいですか。	重複して検査を受けることはできませんので、いずれか1つの店舗から申込をお願いします。
23	対象	1店舗あたりの申込数の上限はありますか。	現時点で1店舗あたりの上限数は設けていませんが、予定している検査総数に達し次第、受付は終了とさせていただきます。
24	その他	陽性者が確認された場合どうなりますか。	検査にはその性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること(偽陰性)や、感染していないのに結果が陽性(偽陽性)があります。こうした前提のもと、陽性者が確認された場合、店舗に連絡しますので、県の指示に従ってください。
25	その他	結果が陽性であれば公表されますか。	結果が陽性というだけで直ちに公表されることはありません。最終的に感染者であると確定した場合は、「医療機関等で検査を受けて感染が判明した方」と同様の公表を行います。
26	その他	検査結果が陽性だった場合、店舗はどのように対応すればよいでしょうか。	検査結果が判明した際、陽性者が店舗で勤務中の場合は、マスク着用と手洗いを徹底し、直ちに帰宅するようお伝えください。また、帰宅時にも人との接触を減らすような対応を取るとともに、自宅待機等、特に慎重な対応を取るよう陽性者に説明してください。

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店向けPCRモニタリング定期検査 Q&A

No.	分類	質 問	回 答
27	その他	陰性であれば特に注意することはありませんか。	検査結果が全て陰性の場合は、通常どおり業務を継続してください。ただし、偽陰性の可能性もありますので、気を緩めることなく、引き続き従業員の健康管理や店舗内の感染対策を徹底してください。